

奈良市公報

第101号

令和5年8月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
7	4	46	奈良市公報号外第21号に掲載	人事課

告 示

月	日	番号	件名	主管
7	3	323	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	3	324	指定管理者の指定	スポーツ振興課
7	3	325	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
7	3	326	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
7	3	327	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
7	3	328	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
7	6	329	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	6	330	放置自転車等の処分	環境政策課
7	6	331	放置自転車等の保管	環境政策課
7	6	332	放置自転車等の保管	環境政策課
7	7	333	督促状の公示送達	納税課
7	7	334	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
7	7	335	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
7	10	336	住居番号の設定	市民課
7	10	337	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	12	338	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業の廃止	介護福祉課
7	12	339	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業の廃止	介護福祉課
7	12	340	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
7	13	341	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
7	13	342	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課

7	14	343	差押調書の公示送達	滞納整理課
7	14	344	放置自転車等の保管	環境政策課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
7	3	37	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
7	7	38	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
7	14	11	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
7	7	8	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年7月3日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和5年1月20日 奈良市指令整開 第22A-30号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和5年7月3日 第1849号
公共施設 令和5年7月3日 第928号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大安寺五丁目913番1及び914番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目1番30号
積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 澤田 康志
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道路：奈良市大安寺五丁目913番1及び914番1の各一部

(令和5年7月3日掲示済)

奈良市告示第324号

奈良市鴻ノ池スケートボードパークの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和5年7月3日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号
奈良市鴻ノ池スケートボードパーク
- 2 指定管理者の所在地及び名称
大阪府中央区北浜四丁目1番23号
奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 薬師寺 洋彰
- 3 指定管理者の指定の期間
令和5年8月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 鴻ノ池スケートボードパークの使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 鴻ノ池スケートボードパークの施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(令和5年7月3日掲示済)

奈良市告示第325号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和5年7月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和5年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950171245	認定NPO 法人きら らの木	631-0821	奈良県奈良市三碓町2250番11	日向ここ	631-0822	奈良県奈良市三碓町2250番9	放課後等 デイサー ビス	令和11年 6月30日

(令和5年7月3日揭示済)

奈良市告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年7月3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和5年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910101449	社会福祉 法人ふろ ぼの	630-8424	奈良県奈良市大宮町3丁目5-39第3やまと建設ビ201号	IP Factory ぶ ろぼの	630-8424	奈良県奈良市大宮町3丁目5-41ふろぼの福祉ビル2階	就労継続 支援A型	令和11年 6月30日

(令和5年7月3日揭示済)

奈良市告示第327号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和5年7月3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100327	一般社団 法人空	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町8番地	からあ	630-8441	奈良県奈良市神代町665-3	児童発達 支援	令和11年 6月30日
2950100384	株式会社 curumu	630-0101	奈良県生駒市高山町5958番地	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ スくるむ	631-0006	奈良県奈良市西登美ヶ丘一丁目4番1号パークサイドビル2階	児童発達 支援、放 課後等デ イサービ ス	令和11年 6月30日

(令和5年7月3日揭示済)

奈良市告示第 328 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 7 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 5 年 7 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104096	一般社団法人空	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町 8 番地	さぼーとらく	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町 8 番地 2 階	居宅介護、重度訪問介護	令和 11 年 6 月 30 日

(令和 5 年 7 月 3 日掲示済)

奈良市告示第 329 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 7 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 3 年 11 月 19 日 奈良市指令整開 第 21A-12 号

令和 4 年 11 月 17 日 奈良市指令整開 第 21A-12-1 号

令和 5 年 6 月 6 日 奈良市指令整開 第 21A-12-2 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1 工区)

開発行為 令和 5 年 7 月 6 日 第 1850 号

公共施設 令和 5 年 7 月 6 日 第 929 号

3 開発区域に含まれる地域

(全体)

奈良市敷島町一丁目 1076 番 1 他 19 筆 (別紙参照)

(1 工区)

奈良市敷島町一丁目 1076 番 1 他 18 筆 (別紙参照)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市大竹一丁目 29 番地

株式会社タイヨーコーポレーション 代表取締役 畑内 明

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市敷島町一丁目 1076 番 1 他 14 筆 (別紙参照)

下水道：奈良市敷島町一丁目 1076 番 15 の一部 他 3 筆 (別紙参照)

別紙

開発区域に含まれる地域

(全体)

奈良市敷島町一丁目 1076 番 1、1076 番 3、1076 番 15、1076 番 16、1076 番 19 の一部、1076 番 20、1076 番 21、1076 番 23、1076 番 24、1076 番 25 の一部、1076 番 26、1076 番 27、1077 番 1 の一部、1077 番 3、1153 番 4、1153 番 6、1153 番 8 の一部、1153 番 10、1153 番 47 及び 1153 番 54 の一部

(1 工区)

奈良市敷島町一丁目 1076 番 1、1076 番 3、1076 番 15、1076 番 16、1076 番 19 の一部、1076 番 20、1076 番 21、1076 番 23、1076 番 24、1076 番 25 の一部、1076 番 26、1076 番 27、1077 番 1 の一部、1077 番 3、1153 番 4、1153

番6、1153番8の一部、1153番10及び1153番54の一部

公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市敷島町一丁目1076番1、1076番3の一部、1076番15、1076番16の一部、1076番19の一部、1076番20の一部、1076番21、1076番23の一部、1076番24、1077番1の一部、1077番3の一部、1153番4の一部、1153番8の一部、1153番10の一部及び1153番54の一部

下水道：奈良市敷島町一丁目1076番15の一部、1076番21の一部、1153番4の一部及び1153番8の一部

(令和5年7月6日揭示済)

奈良市告示第330号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和5年7月6日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和5年7月6日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和4年11月7日、同月10日、同月14日、同月22日及び同月28日

(令和5年7月6日揭示済)

奈良市告示第331号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年7月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年6月21日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 5 年 7 月 6 日 掲示済)

奈良市告示第 332 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 6 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 6 月 29 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 5 年 7 月 6 日 掲示済)

奈良市告示第 333 号

令和 4 年度固定資産税・都市計画税第 3 期分及び第 4 期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46 年奈良市条例第 12 号)第 6 条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 5 年 7 月 7 日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和 4 年度固定資産税・都市計画税	第 3 期分	令和 4 年 12 月 21 日	令和 4 年 11 月 30 日
令和 4 年度固定資産税・都市計画税	第 4 期分	令和 5 年 3 月 20 日	令和 5 年 2 月 28 日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和 5 年 7 月 18 日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和5年7月7日掲示済)

奈良市告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和5年7月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190106	地域密着型通所介護	株式会社T,s vive	奈良市帝塚山六丁目7番128号	デイサービス楓 ～かえで～	奈良市神殿町178番地の9

(令和5年7月7日掲示済)

奈良市告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和5年7月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190480	(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売	株式会社T,s vive	奈良市帝塚山六丁目7番128号	福祉用具貸与事業 所楓～かえで～	奈良市神殿町178番地の9
2970190498	通所介護	株式会社サイエ ンスタッフ	奈良市六条緑町 三丁目6番6-4号	Kiyo リハビリ PROS2 号館	奈良市石木町847

(令和5年7月7日掲示済)

奈良市告示第336号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月10日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示

三松ヶ丘2番16号	北登美ヶ丘五丁目4番8号
三松ヶ丘2番2号	あやめ池北二丁目3番40-2号
帝塚山南二丁目12番8号	恋の窪二丁目8番14号
あやめ池南四丁目9番3号	藤ノ木台二丁目25番8号
西大寺北町一丁目6番32-3-室番号	東紀寺町一丁目15番8号
中登美ヶ丘六丁目27番4号	北登美ヶ丘二丁目14番10号
三条松町15番20号	芝辻町三丁目5番10号
平松三丁目2番6号	疋田町二丁目6番7号

学園南一丁目10番16号	百楽園一丁目9番2号
あやめ池南八丁目2番54号	あやめ池北二丁目3番40-3号
あやめ池南八丁目2番55号	四条大路三丁目3番18号
三碓一丁目11番9-室番号	登美ヶ丘三丁目3番14号
学園南三丁目15番31-2号	西千代ヶ丘三丁目8番5号
学園緑ヶ丘二丁目5番36号	帝塚山南二丁目18番11号
平松三丁目23番18号	百楽園一丁目9番8-5号
西大寺南町5番5-3号	
西大寺南町5番5-4号	
四条大路四丁目1番8-10号	
西大寺芝町一丁目10番85-室番号	

(令和5年7月10日掲示済)

奈良市告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年7月10日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
令和5年4月12日 奈良市指令整開 第22A-35号
令和5年6月6日 奈良市指令整開 第22A-35-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和5年7月10日 第1851号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市登美ヶ丘二丁目4048番24
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県生駒市鹿ノ台東一丁目13番地66
友延 雅昭

(令和5年7月10日掲示済)

奈良市告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和5年7月12日

奈良市長 仲川元庸

- 廃止年月日 令和5年6月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970190340	訪問介護	株式会社 3'space	埼玉県坂戸市南町6-1	ヘルパーステーション エール	奈良市富雄北一丁目7番地10

(令和5年7月12日掲示済)

奈良市告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和5年7月12日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和5年6月22日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970106130	居宅介護支援	株式会社中三	奈良市あやめ池北三丁目5番3号	介護支援センター なかえ	奈良市あやめ池北三丁目5番3号

2 廃止年月日 令和5年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105090	居宅介護支援	株式会社ナレッジハンズケアサービス	兵庫県神戸市東灘区森南町二丁目4番1号	高の原・学園前居宅事業所	奈良市学園朝日元町二丁目527-15

(令和5年7月12日掲示済)

奈良市告示第340号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和5年7月12日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和5年6月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970105561	地域密着型通所介護	株式会社自立未来	奈良市朱雀六丁目16-5	デイサービス自立未来	奈良市朱雀六丁目16-5

2 廃止年月日 令和5年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990100550	地域密着型通所介護	株式会社ナレッジハンズケアサービス	兵庫県神戸市東灘区森南町二丁目4番1号	デイサービスロココ	奈良市学園朝日元町二丁目527-15

(令和5年7月12日掲示済)

奈良市告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月13日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡田 勇紀	奈良県奈良市西大寺本町6-1	柔道整復	令和5年 3月13日
おかだ整骨院			

(令和5年7月13日掲示済)

奈良市告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月13日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
清家 将博	大阪府東大阪市吉田 6 丁目 1-48 ローレルスクエア東花園 101 号	柔道整復 はり・きゅう	令和 5 年 6 月 1 日
よし接骨院 東花園院			

(令和 5 年 7 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 343 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 5 年 7 月 14 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和 5 年 7 月 14 日揭示済)

奈良市告示第 344 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 14 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和 5 年 7 月 5 日
- 3 移動対象区域
JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 5 年 7 月 14 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 37 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 5 年 7 月 3 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 3 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 5 年 7 月 17 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
法華寺町 900-1 の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
敷島町一丁目 1076-1 他	②	分流	
奈良阪町	③	分流	
学園新田町 3221-1 の一部他	④	分流	
今市町 123	⑤	分流	
古市町 1653-1	⑥	分流	
南紀寺町二丁目 352-1 他	⑦	分流	
二条町一丁目 32-1	⑧	分流	
中山町 1280-1	⑨	分流	
三松二丁目 293-1 他	⑩	分流	
出屋敷町 61-5 他	⑪	分流	
大安寺五丁目 913-1 他	⑫	分流	
古市町 2360-5	⑬	分流	

位置図省略

(令和 5 年 7 月 3 日揭示済)

奈良市企業局告示第 38 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 7 月 7 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社 高月設備	代表取締役 池田 明弘	大阪府岸和田市稲葉町 753 番地	令和 5 年 7 月 3 日

(令和 5 年 7 月 7 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示 11 号

令和 5 年 7 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 7 月 14 日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日時

令和5年7月18日(火) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告(1) 市長専決処分の報告について

教育長報告(2) 市立幼稚園の再編実施方針について

議事

議案第16号 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正について

議案第17号 令和6年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について

議案第18号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

議案第19号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

協議事項

協議事項(1) 教育DXの推進について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年7月14日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会令和5年7月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和5年7月7日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

1 日時

令和5年7月14日(金) 午後3時00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

(3) 奈良農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について

(4) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

(6) 水田利用転換届出について

(7) 受理の取消しについて

(8) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

(9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について

(10) 知事許可について

(令和5年7月7日揭示済)